

4 慰謝料

人身事故による精神的苦痛に対する損害を賠償するものです。死亡、傷害、後遺症の場合があります。また、死亡の場合、被害者が一家の支柱なのか母親・配偶者なのかなどにより、金額が異なります。後遺症の場合、後遺障害等級により金額が異なります。

●死亡慰謝料

以下を目安として、具体的な事情により増減します。

一家の支柱 2800万円

母親・配偶者 2400万円

その他 2000万円～2200万円

●傷害慰謝料

入院と通院の期間を基礎として、傷害の部位、程度を考慮するとともに、生死が危ぶまれる状態が継続した場合や麻酔なしでの手術等極度の苦痛を被った場合、手術を繰り返した場合などには増額されます。

●後遺症慰謝料

後遺障害等級を基礎としますが、例えばピアノ教師の指に後遺症が残った場合など、被害者の実態に照らして判断します。なお、被害者本人の慰謝料とは別に配偶者や母親など近親者の慰謝料が認められる場合があります。